

高等学校等の入試に際して、公立中学校において 推薦するためのガイドライン

広島県教育委員会 平成 29 年 2 月

このガイドラインは、高等学校等の入試に際して、広島県内の公立中学校において、校長が生徒を推薦するための基本的な考え方や、中学校の推薦基準等の策定、変更及び運用上の留意点について示すものである。

I 推薦するための基本的な考え方

中学校においては、3年間を通じて、社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てるキャリア教育の視点に立ち、一人一人の生徒の可能性を十分に伸ばし、生徒が自らの意思と責任で進路を選択決定できるよう、学校の教育活動全体を通して、系統的、計画的、組織的に進路指導を行うことが大切である。

こうした進路指導を行ってきた上で、次のことを踏まえて判断する必要がある。

- ・ 一人一人の生徒や保護者の進路に係る希望や志望理由等を十分に把握し、それらを踏まえること
- ・ 3年間の学業や生活態度等を考慮して、総合的に判断すること
その際、生徒の優れた点や長所、生徒自身の成長や可能性、努力の過程、改善の状況等、生徒の状況を把握し、それらを踏まえること
- ・ 高等学校等の教育方針や特色、高等学校等の示す基準・資格等を的確に把握し、それらを踏まえること

II 推薦基準等の策定、変更及び運用上の留意点

<策定、変更について>

- 1 Iに示す「推薦するための基本的な考え方」を踏まえ、進路指導主事と3学年主任等を中心に推薦基準等（案）を作成し、進路指導部と3学年会等で十分に協議すること
- 2 推薦基準等（案）は、校務運営会議等において十分に協議した上で、近隣の学校と著しく均衡を欠いている状況が生じていないかを含め、適切な推薦基準等（案）となっているか市町教育委員会と緊密に連携を図り、最終的に校長が決定すること
- 3 管理職や進路指導主事が中心となり、推薦基準等について全教職員の共通理解を図り、共有すること
- 4 推薦基準等については、入学時から、学年集会、保護者説明会、PTA総会等を通じて、生徒や保護者に説明し、十分に理解を得ること

- 5 推薦基準等を変更する必要がある場合は、学校全体で十分に協議した上で、市町教育委員会と緊密に連携を図り、最終的に校長が決定すること
- 6 推薦基準等を変更する必要がある場合は、年度当初に、変更点とその考え方を全ての生徒及び保護者に対して説明し、十分に理解を得ること

<運用について>

- 1 進路指導主事、学年主任及び担任を中心に、進路希望調査、生徒との個人面談及び保護者を交えた三者懇談等を通じて、生徒や保護者の進路に係る希望や志望理由等を十分に把握し、進路希望を実現するための方針等について、生徒、保護者と共通理解を図ること
- 2 学校の教育活動全体を通じて計画的、組織的、継続的な指導・援助を行い、日頃から生徒の長所の伸長、課題の改善に努めること
- 3 推薦に係る個人面談や三者懇談は、適切な時期に、十分な時間を確保し、落ち着いた環境の中で行うこと
- 4 一人一人の生徒や保護者の進路に係る希望や志望理由等の情報を把握し、学校全体で組織的に共有すること
- 5 推薦の対象とするかしないかを判断するための重要な資料については、進路指導主事、学年主任及び担任を中心に作成、保管するほか、管理職、進路指導主事等による記録の正誤等の確認を行う等、情報管理を徹底すること
- 6 進路の検討会議等は、管理職、進路指導主事、3学年会等で構成し、第3学年を指導する教科担当等の意見を聞くなどして、生徒一人一人について、進路に係る資料を基に十分に審議し、推薦の対象とするかは、最終的に校長が決定すること
- 7 校長が決定した結果については、速やかに生徒と保護者に丁寧の説明すること。特に、推薦の対象としないと決定した生徒に対しては、決定した結果にとどまらず、今後どのように生徒の進路の実現を図っていくかについて、生徒や保護者と十分に話をした上で、将来に向けての新たな展望を持たせるような共感的なサポートを行うこと